

岩手県監査委員告示第9号

監査結果の公表（平成21年岩手県監査委員告示第36号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年2月5日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
 岩手県監査委員 樋下 正信
 岩手県監査委員 菊池 武利
 岩手県監査委員 谷地 信子

- 1(1) 監査対象機関名 総務部総務室
- (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成21年9月2日
 - イ 本監査実施日 平成21年9月16日
- (3) 監査結果の公表の日 平成21年11月6日
- (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>旅費の執行に当たり、財務会計システムを操作して虚偽の旅行命令を作成し、不正に公金を取得していたものが、平成20年度に3件、330,275円、平成21年度に1件、161,511円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>財務会計システムを操作して虚偽の旅行命令を作成し、不正に取得していた旅費については、平成21年5月18日に当該職員から返納を受けるとともに、再発防止策として旅行命令票、仕切書に加えて、支出予算経理簿との突合によるチェックを行うこと及び会計事務自己点検における旅費関係書類の確認等の徹底強化を図ることを総務部長及び出納局長連名で平成21年5月20日付け全庁に通知した。また、旅行命令票の確認を部内各室課にも依頼し、総務室においても、正副担当がそれぞれ確認するようチェック体制を強化した。</p> <p>今後においては、職員の法令順守をより一層徹底し、会計事務の点検においても確実な確認を行うことにより、再発防止に努めることとした。</p>
<p>需用費の支出に当たり、請求書受理後相当期間経過してから支出しているものが1件、74,970円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>需用費の支出については、単価契約の発注においても購入票の事前決裁を徹底し、支出予算経理簿により支出漏れ等を定期的に確認するほか、会計事務自己点検においても所属長が点検し、再発防止に努めることとした。</p>
<p>交際費の支出に係る資金前渡金の精算に当たり、支払完了後相当期間経過してから資金前渡精算書を提出しているものが1件、58,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、留意改善を要する事項が多数に及んでいるので、組織的なチェック体制を構築するなど、再発防止に努められたい。</p>	<p>交際費の支出に係る資金前渡金の精算については、期限管理を徹底するためパソコンのスケジュール機能を活用し、予め担当者のスケジュールに処理期限（翌月10日）を登録することにより自己管理の徹底を促すとともに、担当内での相互確認を行い、再発防止に努めることとした。</p>

- 2(1) 監査対象機関名 県南広域振興局税務部
- (2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成21年7月16日

イ 本監査実施日 平成21年9月4日

(3) 監査結果の公表の日 平成21年11月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
納税貯蓄組合連合会補助金の交付に当たり、補助金交付申請書の受理後相当期間経過してから交付決定しているものが2件、635,300円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	当該補助金事務については、本年度、業務執行計画の組織的進行管理を一層強化し、適正な事務処理に努めている。